（様式７）

見　積　書

１　広 告 媒 体 名 称

さいたま市祖父母手帳（裏表紙上段 1/3）

２　金　　額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準、仕様書等を熟知したので、見積します。

令和　　年　　月　　日

住　　所

氏　　名　　㊞

さいたま市長

（注意事項）

・金額は算用数字で記入し、頭部に￥を付記すること。

見積書提出に当たっての留意点

１　見積書の提出について

①　見積書には、広告代理店手数料、製作費（版下・デザイン）は含まない金額を記載してください。また、見積り提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を記載してください。

②　見積書の金額が、最低募集価格（税込み）の１１０分の１００に相当する金額を下回った場合は、失格とします。

③　見積書の金額の訂正は無効となります。訂正のため見積書様式が必要な場合は、お申し出ください。

④　購入希望が無いと認められる見積りについては、無効とします。

⑤　金額以外の訂正等を行う場合は、修正液等は使用せず二重線で見え消しにして、訂正印を押してください。

⑥　見積書には押印が必要ですので、御持参いただくか郵送にて御提出ください。また、見積書提出後の変更や撤回はできませんので御了承ください。

⑦　提出期限までに見積書の提出がなかった場合は、購入を希望しないものと判断します。

⑧　広告掲載申込書兼誓約書を合わせて提出してください。

２　見積り結果について

①　見積り金額が同額の場合は、別に指定する日時に当該見積書を提出したものによるくじ引きにより決定します。このくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員がくじを引き、決定します。

②　見積り結果については、原則として提出期限日の翌日（翌日が閉庁日の場合は、翌開庁日）までに連絡します。